

平成 17 年 8 月 30 日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長
里 見 治
(コード番号 6 4 6 0 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員
堀 田 正 君
(電話番号 0 3 - 6 2 1 5 - 9 9 5 5)

訴訟の判決に関するお知らせ（ＣＴ特許）

当社子会社、サミー株式会社がアルゼ株式会社より提起されていた特許権侵害訴訟について、東京地方裁判所より勝訴の判決が言渡されましたので、下記のとおりお知らせ致します。

本訴訟は、原告アルゼ株式会社がサミー株式会社の回胴式遊技機「トリプルライダー」がアルゼ株式会社の特許権を侵害しているとして、14 億 3,070 万円の損害賠償を求め、サミー株式会社を被告として訴訟を提起したものです。

記

1. 経緯

- (1) 平成 1 3 年 3 月 2 6 日 アルゼ株式会社による損害賠償請求の訴訟提起
- (2) 平成 1 3 年 6 月 2 5 日 サミー株式会社から特許庁への無効審判請求
- (3) 平成 1 5 年 1 月 6 日 特許庁は特許第 1 8 5 5 9 8 0 号を無効とする審決書を送達
(平成 14 年 12 月 25 日付)
- (4) 平成 1 5 年 1 月 2 7 日 アルゼ株式会社は特許庁が下した無効審決の取消を求めて、東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起
- (5) 平成 1 7 年 2 月 2 1 日 東京高等裁判所はアルゼ株式会社の審決取消の訴えを棄却する判決を言渡した(特許庁の無効審決を維持)
- (6) 平成 1 7 年 3 月 7 日 アルゼ株式会社は東京高等裁判所が言渡した判決を不服として判決破棄を求めて、最高裁判所に上告及び上告受理の申立
- (7) 平成 1 7 年 7 月 1 4 日 最高裁判所はアルゼ株式会社の請求を棄却し、上告を受理しない旨の決定(無効確定)

2. 判決の概要

- (1) 判決日：平成 1 7 年 8 月 3 0 日
- (2) 内 容：原告の請求を棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。
- (3) 理 由：権利行使をした特許権が無効により消滅した。

3. 今後の見通し

現時点では、この判決により営業成績に与える影響はございません。

以 上